

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
平成 27 年 10 月 9 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500344号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500101号

第1 結論

訂正請求記録の対象者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

訂正請求記録の対象者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 被保険者等の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和42年4月1日から同年8月1日まで
② 昭和44年8月20日から昭和45年1月1日まで

請求期間①について、夫は、昭和42年4月1日から同年8月1日までA社(C支店)に勤務したが、同社に係る厚生年金保険の記録が無い。夫は、同社において厚生年金保険に加入し、給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、年金記録を訂正してほしい。

請求期間②について、夫のB社に係る厚生年金保険の加入記録は、昭和44年4月9日から同年7月14日までの期間と記録されており、D社の記録と重複しているが、夫は、生前に、「二つの会社に同時に勤務したことはなく、年金記録が間違っていると思う。」と話していた。

また、夫は、生前に、自身で昭和44年8月18日発行のE新聞に掲載されているB社(F支店)の求人広告を入手し、「この求人に応募したと思う。」と話していたので、夫の同社に係る厚生年金保険の加入記録について、同年8月20日から昭和45年1月1日までの期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は、A社における請求者の夫(以下「訂正請求記録の対象者」という。)の名刺を提出しているところ、同社の請求期間①当時の事業主は、「事業所の住所地も間違いなく、当時、A社で使用していたものである。」旨陳述していることから、期間は特定できないものの、訂正請求記録の対象者が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社は、「請求期間当時の労働者名簿等の資料は一切残っておらず、訂正請求記録の対象者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の有無は不明である。」旨回答している上、同社(C支店)に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において請求期間①に被保険者記録が確認できる12人に照会したが、回答があった7人は、いずれも訂正請求記録の対象者を記憶していないことから、これらの者から、同社における訂正請求記録の対象者の勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、A社(C支店)に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、請求期間①及

びその前後の期間の健康保険の整理番号は連続しており欠番も無く、訂正請求記録の対象者の記録が欠落したとは考え難い。

- 2 請求期間②について、B社は平成22年6月15日に解散しており、解散時の事業主は、「当時の資料は保管していない。」旨回答している上、請求期間②当時の事業主は連絡先が不明であることから、これらの者から、請求期間②に係る訂正請求記録の対象者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除に係る陳述を得ることができない。

また、B社又は同社F支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、請求期間②又はその前後に被保険者記録が確認できる41人に照会したが、回答があった26人は、いずれも訂正請求記録の対象者を記憶していない。

さらに、請求期間②における訂正請求記録の対象者の雇用保険加入記録も見当たらない。

加えて、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、請求期間②及びその前後の期間の健康保険の整理番号は連続しており欠番も無く、訂正請求記録の対象者の記録が欠落したとは考え難い。

一方、D社に係る厚生年金保険の加入記録と重複する訂正請求記録の対象者のB社に係る厚生年金保険の加入記録（昭和44年4月9日から同年7月14日まで）については、同社に係る雇用保険の加入記録と符合している上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、請求者の備考欄には、被保険者資格を喪失した際に健康保険被保険者証が返納されたことを示す記載が確認できるなど、不自然な点は見当たらない。

- 3 このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500404号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500102号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和40年5月1日から昭和42年7月3日まで

昭和40年5月1日からA社に勤務したが、厚生年金保険の資格取得年月日が昭和42年7月3日となっているので、調査の上、同社における資格取得年月日を昭和40年5月1日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の元同僚の陳述により、請求者は、請求期間においてA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、B社は、「当時の関係資料が残っておらず、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を控除したか否かは不明である。」旨回答しており、A社の請求期間当時の事業主は既に死亡している上、請求期間当時の給与計算担当であったと考えられる者に照会したが回答が無いことから、事業所等から、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社に運転助手として入社し、入社時期を記憶している5人の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は、各人が記憶する入社時期のおよそ1年から3年半後であるほか、雇用保険の加入記録が確認できた8人(請求者を含む。)の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は、雇用保険被保険者資格の取得年月日のおよそ1か月から3年後である上、請求期間当時、同社において厚生年金保険の記録が有る元同僚の1人が、「当時、手取り額が多い方が良いと言う従業員に対し、事務担当者が社会保険に加入するか否かの希望を聞いていた。」旨陳述していることを踏まえると、請求期間当時、同社では、従業員を入社と同時に必ず厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。